

長岡市告示第17号

長岡市自転車等放置防止条例（平成6年長岡市条例第5号）第10条第2項の規定により、自転車等放置禁止区域に放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和8年1月15日

長岡市長 磯田達伸

- 1 撤去し、保管した自転車等が放置されていた場所 別紙のとおり
- 2 撤去し、保管した自転車等の台数 自転車1台
- 3 撤去し、保管した年月日 別紙のとおり
- 4 撤去し、保管した自転車等の返還方法
 - (1) 返還場所
さいわいプラザ 5階 道路管理課（長岡市幸町2丁目1番1号）
 - (2) 撤去し、保管した自転車等の保管期間及び返還期間（同条例第11条第2項の規定によるもの）
撤去した日から令和8年7月14日まで
 - (3) 返還手数料
自転車 1台につき 1,400円
 - (4) 提出書類
自転車等返還申出書（用紙は、さいわいプラザにあります。）
 - (5) 返還に必要なもの
ア 運転免許証等の本人確認ができるもの
イ 自転車等の鍵など放置自転車等の利用者等であることを証明するもの
ウ 印鑑
 - (6) その他
返還期間を経過しても返還の申出のない放置自転車等は、処分します。

放置自転車調査書

番号	防犯登録等			物件の特徴				住所	氏名	電話番号	撤去し、保管した年月日	放置場所	警告	被害届の有無
	色	警察署	番号	種別	色	車体番号	メーカー等							
1	青	新潟県警	56-007815	婦人	緑色	B1E18658					令和8年1月6日	新潟県長岡市台町2丁目9-17付近	-	